

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 35(オ)252	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	建物取除、土地明渡等本訴並びに反訴請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 37 年 9 月 21 日	原審裁判年月日	昭和 34 年 11 月 16 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 16 卷 9 号 2041 頁		

判示事項	小切手による弁済提供と民法第四九三条。
裁判要旨	金銭債務の弁済のため、取引界において通常現金と同様に取り扱われている銀行の自己宛振出小切手を提供したときは、特段の事情のないかぎり、債務の本旨に従った弁済の提供があつたものと認めるべきである。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人南利三の上告理由第一点について。 本件売買契約の解除原因として、所論履行期日に被告人が約旨に違反して突如登記名義を訴外Dに変更するよう申し出たためであるとの事実は、論旨指摘の昭和三年七月三日付上告人の第二準備書面中に記載されてはいるが、右準備書面は原審において陳述されていないことは記録に徴し明らかであり、その他原審において上告人が所論主張をなしたものと認められるような形跡はない。されば、論旨はその前提を欠くものであつて、採用できない。 同第二点について。 所論は、原審において主張されなかつたことであるのみならず、ひつきよう、原判示にそわない事実を前提として、原審が適法にした証拠の取捨ないし事実認定およびそれに基づく法律的判断を論難するに帰するから、採用するを得ない。 同第三点について。 原審のした所論事実認定は、原判決挙示の証拠によればこれを是認しうる。論旨も、帰するところは、原判示にそわない事実を主張して、原審が適法にした証拠の取捨判断ないし事実認定を非難するものであるから、採用するを得ない。 同第四点、第五点について。 原判決は、所論被告人が提供した本件不動産売買代金一七〇万円のうち九〇万円が振出人ならびに支払人を株式会社E銀行F支店とする小切手であつて、かかる小切手は取引界において通常その支払が確実なものとして現金と同様に取り扱われているものであると認定しているのである。このような場合には、特段の事情の主張立証なき本件においては、右小切手による提供をもつて債務の本旨に従つてなされた履行の提供と認めるのが相当である。されば、原判決は、結局において正当として是認すべきものである。論旨は理由がない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決す

る。

(裁判長裁判官 池田克 裁判官 河村大助 裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助)

---

※参考：判例タイムズ 138 号 54 頁、判例時報 316 号 14 頁、金融商事判例 529 号 121 頁、  
不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO728 頁